

告示

埼玉県告示第千二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
宮地薬局	所在地	秩父市中宮地町四八二四―一六	秩父市中宮地町四―三三

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
原田 博幸	施術所名称	新三郷接骨院	新三郷さくら接骨院
手塚 絃央	施術所名称	しらわ整骨院	さくら整骨院
	施術所所在地	東京都世田谷区松原二―二六―一五	東京都板橋区大山東町二八―八 飛田ビル一F